

## 坂監公表 24 第 1 号

住民監査請求に係る監査結果の公表  
(固定資産税の賦課徴収を怠る事実)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により，住民監査請求に係る監査を行ったので，監査結果を公表します。

平成 24 年 7 月 6 日

坂出市監査委員 本 多 聰  
坂出市監査委員 松 田 実

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

住所 省略

氏名 省略

### 2 請求書の受付

平成24年5月15日

### 3 請求の内容（原文のまま記載）

坂出市市長及び総務部長及び同税務課長の措置請求の要旨

#### 1. 請求の趣旨

①坂出市市長及び坂出市総務部長並びに坂出市税務課長は下記の不動産上に建築された建物について建物の評価を行い毎年1月1日現在の所有者に対し評価に基づいて固定資産税を課税し徴収する職務を有しているがこれを怠っている。

②地方税法第341条3号によると「課税対象となる家屋とは、賦課期日において土地に定着して建造され、屋根および周壁またはこれに類するものを有し独立して風雨をしのぎ得る一定の空間を有する土地に定着した住家（居宅）、店舗、工場、倉庫その他の建物である」となっている。

③ところが市長、担当職員は、上記に規定する建物が建築されたにもかかわらず、職員が建物の評価行為の際に所有者の妨害行為と思慮される行為（言動・威圧等）によりこれを中止し、課税のための評価を怠っている。

④また、税務課職員が苦勞して職務上評価した建物について固定資産税の支払いを猶予し次年度である平成25年度からの支払いとする不当な処分をしたことから、何ら法的根拠のない不公平な処分を行い市税の徴収を怠っている。

⑤かかる行為は、地方税法第359条に違反する。また、徴税の公平性に欠けるほか、その他の地方税法に背反するものである。その結果坂出市は固定資産税による市税収入が減少し損害を被った。

⑥そこで、一部の者が得をするような処分を直ちに變更し地方税法に基づく建物の評価を適切に行い固定資産税を地方税法に則して公平に確実に徴収をするよう

な措置を求めるものである。

## 記

不動産の表示

(その1)

市内Aの土地上にある建物

(その2)

市内Bの土地上にある建物

### 4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を具備しているものと認め、平成24年5月22日これを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項等

市内A及び市内Bの敷地内建築物（以下「本件建築物」という。）に関する固定資産税の賦課及び徴収を監査対象とした。

なお、それ以外の請求事項については、次の理由により、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしないこととした。

(理由)

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。本件請求における所有者の妨害行為と思慮される行為（言動・威圧等）によりこれを中止し、課税のための評価を怠った真相究明は、非財務会計行為に係る請求であり、

財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならない。

## 2 監査対象部局

本件監査対象部局は、総務部税務課である。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を与える旨通知したところ、別段ない旨の意思表示があった。

## 4 措置請求書の補正

請求人から平成24年6月4日に補正文書の提出があった。

## 5 関係人事情聴取等

関係職員に対し、法第199条第8項の規定に基づき、平成24年6月13日に事情聴取を行うとともに、関係書類の提出を求め精査した。

## 第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

本件請求に係る請求人の主張には理由があると認められたので、監査委員は市長に対し、その怠る事実の是正を図る適正な措置を60日以内に講ずることを勧告することとした。

以下、その理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

事実関係については、関係書類の調査及び監査対象部局等の調査を行い、次の事項を確認した。

#### (1) 固定資産税の賦課徴収について

固定資産税は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び坂出市税条例（昭和29年6月30日条例第23号。以下「条例」という。）の規定に基づき、以下のとおり賦課徴収することとされている。

ア 市は、固定資産である土地、家屋及び償却資産に対し、固定資産税を課する（地方税法第5条第2項第2号、第341条及び第342条

第1項)。

イ 市は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、土地課税台帳、家屋課税台帳及び償却資産課税台帳等の固定資産課税台帳を備えなければならない(地方税法第341条及び第380条1項)。

ウ 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在の固定資産課税台帳に所有者として、その土地等が所在する市町村が課税する地方税であり、所有者が、その資産の存する市町村に、その資産価値に応じて納める税である。その税額は、市町村が、固定資産を評価してその価格を決定し、それを基に課税標準額を算定した後、課税標準額に一定の税率(100分の1.4)を乗じて算定される(地方税法第343条第1項、同条第2項、同条第3項、第350条第1項、第359条及び条例第62条及び第66条)。

エ 市は、登記所から土地または建物の表示に関する登記の通知を受けた場合、遅滞なく、当該土地または家屋についての異動を土地課税台帳または家屋課税台帳に記載等しなければならない(地方税法第382条第1項及び第3項)。

オ 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を1月31日までに市に申告しなければならない(地方税法第383条)。

カ 固定資産税の納期は4期に分かれ、市における第1期の納期限は5月31日である(地方税法第362条第1項及び条例第67条第1項)。

コ 固定資産税の賦課決定は、第1期分の納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができず、固定資産税を徴収する権利は、第1期分の納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する(地方税法第17条の5第3項

及び第18条第1項)。

サ 市は、総務部税務課固定資産税係において固定資産税の賦課事務を、総務部税務課収納係において徴収事務を行っている。

(2) 本件建築物について

ア 平成16年7月撮影の航空写真に市内Bの敷地上に3棟の建築物を確認した。

イ 平成19年12月撮影の航空写真に市内Bの敷地上に5棟の建築物を確認した。

ウ 平成23年2月撮影の航空写真に市内Bの敷地上に6棟及び市内Aの敷地上に2棟の建築物を確認した。

2 監査対象部局の説明

固定資産税の賦課徴収における実地調査

(1) 固定資産税係の実情

市は、税務課固定資産税係に副主幹以下10名を配し、市内全域を担当地区ごとに2名から3名を割り振り、固定資産税の土地・建物・償却資産を担当している。

土地は、約13万筆の内10万筆、建物は、約4万5千棟を課税している。その方法は、地方税法第382条第1項の規定に基づく法務局からの登記事項異動通知、同法第384条第1項の規定に基づく土地所有者からの申告等により、土地の分合筆、所有権移転等があったことを覚知した場合に、所要の調査を行うこととしている。

(2) 本件建築物について

ア 市内Aの敷地上に2棟の建築物は、平成22年度建築であるが評価を行っていない。

イ 市内Bの敷地上に6棟の建築物は、平成16年度建築の2棟の建物は評価されているが、4棟(一部償却資産)は評価を行っていないが一部外観課税の準備をしていた。

### 3 監査委員の判断

以上の事実関係及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について、次のように判断する。

- (1) 請求人は、本件建築物について、固定資産税を賦課徴収していないことを違法・不当として、賦課徴収を怠っている固定資産税を地方税法に則した、建物評価及び徴収を求めているものと解される。

そこで、以下、このことについて判断する。

固定資産税は、地方税法第359条において賦課期日である1月1日現在の固定資産の状況に基づいて評価された価格を基礎として課税すべきものである。ところが、本件建築物8棟の内平成24年度固定資産課税台帳に登録されている建築物は2棟であり残り6棟は登録されていない状況である。現状では、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る状況にあると言わざるを得ない。

- (2) 結論

以上のとおり、市が本件建築物に対し固定資産税を賦課徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠るものであると判断し、監査の結果のとおり勧告します。